

## 9 障害者の地域生活への移行等について

### 1 3 障害者の地域生活への移行等について

#### (1) グループホームの整備の促進について

障害者の地域生活への移行を促進するためには、地域における住まいの場であるグループホームを確保することが重要である。

グループホームの利用者数については、各都道府県の国民健康保険団体連合会による介護給付費等の支払実績によれば、平成 26 年 10 月時点で、介護サービス包括型では 7.7 万人、外部サービス利用型では 1.6 万人、計 9.3 万人となっており、障害者自立支援法施行前の平成 17 年度の 3.4 万人から着実に増加してきている。

各自治体が定める第 3 期障害福祉計画では、平成 26 年度末までに全国で 10.0 万人がグループホームを利用することが見込まれており、引き続き、整備を進めていくことが求められている。

また、平成 26 年度から、都市部など土地の取得が困難な地域等において、各都道府県等の判断で地域の居住支援体制を柔軟に整備できるよう、一定の条件を満たすものとして都道府県知事等が認めた場合には、1 つの新築の建物の中に合計定員 20 名までの範囲内で複数の共同生活住居の設置を認めることとしているので必要に応じ活用されたい。

なお、第 4 期障害福祉計画においては、これまでの障害福祉計画と同様、施設入所者数の削減を目標としていくこととしており、具体的には、平成 25 年度末時点の施設入所者数の 12% 以上が地域生活へ移行するとともに、合わせて平成 29 年度末の施設入所者数を平成 25 年度末時点の施設入所者数から 4% 以上削減することを基本としており、都道府県等におかれては、引き続き、施設入所者の地域生活への移行に努められたい。

#### (2) グループホームの体験利用等について（関連資料①（163 頁））

入所施設や精神科病院等に入所又は入院している障害者の地域生活への移行を円滑に進めるためには、それらの者が移行後に利用するサービス内容に納得感を持ちつつ、地域での生活に徐々に慣れていくプロセスが重要である。このため、入所又は入院中の段階から宿泊やサービス利用等を通じた地域生活の体験ができるよう、平成 21 年 4 月の報酬改定において、グループホームの体験入居の仕組みを創設した。

##### ① 利用実績の推移等

グループホームの体験入居の利用状況については、国民健康保険団体連合会による介護給付費等の支払実績によれば、下表のとおり増加傾向が認められる。

また、このグループホームの体験入居については、入所又は入院している障害者が地域生活に移行する場合だけでなく、家族と同居して自宅で生活している障害者が利用することも可能であるので、今後とも都道府県等

におかれては、本制度の周知などその利用の促進に努められたい。

**(参考) 体験入居の利用者数実績の推移**

	平成 23 年 10 月	平成 24 年 10 月	平成 25 年 10 月	平成 26 年 10 月
包括型 GH(旧 CH)	480 人	762 人	905 人	1,116 人
外部型 GH(旧 GH)	190 人	225 人	285 人	138 人
合計	670 人	987 人	1,190 人	1,254 人

**② 地域移行支援の体験利用、体験宿泊の活用**

平成 22 年 12 月に成立した障害者自立支援法等の一部改正法の施行に伴い、平成 24 年 4 月から個別給付として実施している地域移行支援においても、入所施設や精神科病院等に入所又は入院している障害者を対象として、日中活動サービスや 1 人暮らしに向けた宿泊等の地域生活の体験利用について報酬上評価しているところである。

また、今回の報酬改定において、体験利用の提供開始日に関わらず 1 回の給付決定につき 15 日以内で利用可能とする見直しを行うこととしているので（現行では利用期間が体験利用の提供開始日から 90 日以内に限られている）、都道府県等におかれては、地域移行支援を利用する障害者の意向等も勘案しつつ、こうした体験利用の制度の積極的な活用を図られたい。

**(参考) 地域移行支援の体験利用、体験宿泊の利用者数実績の推移**

	平成 24 年 10 月	平成 25 年 10 月	平成 26 年 10 月
障害福祉サービスの体験利用	53 人	55 人	40 人
体験宿泊	36 人	25 人	31 人
体験宿泊(夜間支援を行う場合)	15 人	31 人	33 人
合計	104 人	111 人	104 人

### (3) グループホームの防火安全対策について

#### ① 消防法施行令等の改正（関連資料②（164頁）～⑥（182頁））

グループホームの防火安全対策については、平成25年2月に発生した長崎県長崎市の認知症高齢者グループホーム及び新潟県新潟市のグループホームにおける火災を受け、昨年度、総務省消防庁において「障害者施設等火災対策検討部会」が4回開催され、昨年3月に報告書がとりまとめられた。

これを踏まえ、消防法施行令等が改正され、グループホーム等における消防用設備の設置基準の見直しが行われたことに伴い、総務省消防庁から管内の自治体等に対し、「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（通知）」（平成26年3月28日消防予第118号消防庁予防課長通知。以下「第118号通知」という。）、「消防法施行規則の一部を改正する省令の公布について」（平成26年3月26日消防予第101号消防庁次長通知）等が通知されているところである。

見直しの概要は以下のア～エのとおりであるが、見直し後の基準は、既存施設については平成30年4月から、新規施設については平成27年4月から適用されることとなるため、都道府県等におかれては、これらの内容をご了知の上、管内の消防署等と連携を図りつつ、管内市町村、関係事業所等に対して必要な周知徹底をし、グループホーム等の防火安全体制の推進に万全を期されるようにご協力をお願いする。

また、スプリンクラー設備など消防用設備の設置義務のあるグループホームなど障害者施設等はもとより、構造等により設置義務のない場合であっても、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、社会福祉施設等施設整備費補助金の助成対象としているので、積極的に活用すること等により、その設置の促進に努められたい。なお、消防用設備を賃貸物件に設置する場合についても、助成対象としているので、ご了知の上、管内の障害福祉サービス事業所や関係団体等に周知されたい。

#### ア スプリンクラー設備の設置義務について

消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第368号。以下「改正令」という。）の施行により、消防法施行令別表第1（6）項ロに掲げる障害者グループホームなど障害者施設等（「参考1」参照。以下「（6）項ロに該当する障害者施設等」という。）については、従来の面積要件（延べ面積275㎡以上）が撤廃され、原則として、スプリンクラー設備の設置が義務付けられることになる（イのスプリンクラー設備の設置義務の免除要件に該当する場合を除く。）。

各自治体においては、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、スプリンクラー設備の設置義務の免除要件を踏まえた上で、スプリンクラー設備の設置が新たに義務付けられる施設に対しては、改正令の施行時期にかかわらず、早期の設置促進に努められたい。

(参考1) 消防法施行令別表第1(6) 項口に掲げる施設

- ・ 障害児入所施設
- ・ 障害者支援施設(※1)
- ・ 短期入所を行う施設(※1)
- ・ 共同生活援助を行う施設(※1)

※1 避難が困難な障害者等を主として入所させる施設(※2)に限る。

※2 障害支援区分4以上の者が概ね8割を超える施設

イ スプリンクラー設備の設置義務の免除について

(6) 項口に該当する障害者施設等であっても、「火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するもの」又は「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの以外のものであって、延べ面積275㎡未満のもの」については、スプリンクラー設備の設置義務が免除されることになる。

このうち「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの」の内容については、総務省消防庁から通知されている第118号通知等において、障害支援区分が4以上の者であって一定の認定調査項目に該当する者の数が利用者の概ね8割を超えるものと示されているので、留意されたい。

なお、サテライト型住居については、第118号通知にあるように、その入居形態は一般の共同住宅と変わらないことから、通常は、(5) 項口(寄宿舍、下宿又は共同住宅)として取り扱われるものと考えられるが、具体的な個々の事例において疑義が生じた場合には、管内の消防署と協力、連携の上適切に対応されたい。

ウ 自動火災報知設備と火災通報装置の連動について

消防法施行規則の一部を改正する省令(平成25年総務省令第126号。以下「改正省令」という。)の施行により、(6) 項口に該当する障害者施設等に設ける消防機関へ通報する火災報知設備については、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するようにすることが義務付けられることになる。

障害者施設等の従業員は、自動火災報知設備や消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて習熟していることや非火災報対策を行うことが求められる(「参考2」参照)ため、各自治体においては、消防部局からの障害者施設等に対する十分な技術的指導等が行われるよう、必要な協力をお願いしたい。

(参考2) 第118号通知においては、施設側において次により非火災報対策を行うことが求められている。

- ・ 誤操作による出動を防止するため、従業員等に対して自動火災報知設備及び火災通報装置の取扱いについて習熟させておく必要があること。
- ・ 非火災報又は誤作動と判明したときは、直ちに消防機関にその旨を通報すること。
- ・ 自衛消防訓練を実施する場合は、連動停止スイッチ箱等を操作し、必ず非連動として、自動火災報知設備が作動したことを知らせるメッセージが送信できない状態にした後、実施すること。
- ・ 非火災報が発生した場合は、その原因を調査し、感知器の交換等必要な非火災報防止対策を講じること。

#### エ 自動火災報知設備の設置義務について

改正令の施行により、消防法施行令別表第1(6)項ハに掲げる障害者グループホームなど障害者施設等(「参考3」参照)のうち、利用者を入居又は宿泊させるものについては、従来の面積基準(延べ面積300㎡以上)が撤廃され、全ての施設に自動火災報知設備の設置が義務付けられることになる。

各自治体においては、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、改正令の施行を待たずに、現在未設置の施設に対して、自動火災報知設備の早期の設置促進に努められたい。

#### (参考3) 消防法施行令別表第1(6)項ハに掲げる施設

- ・ 身体障害者福祉センター
  - ・ 障害者支援施設(※)
  - ・ 地域活動支援センター
  - ・ 福祉ホーム
  - ・ 生活介護を行う施設
  - ・ 短期入所を行う施設(※)
  - ・ 自立訓練を行う施設
  - ・ 就労移行支援を行う施設
  - ・ 就労継続支援を行う施設
  - ・ 共同生活援助を行う施設(※)
- ※ 避難が困難な障害者等を主として入所させる施設を除く。

## ②建築基準法施行令等の改正（関連資料⑦（183頁））

グループホームは、建築基準法上、寄宿舎の用途区分に該当する場合が多いが、国土交通省において、昨年7月に建築基準法施行令が改正され、同年8月に必要な告示が公布及び施行されたことに伴い、防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とすること等が求められている一定の建築物（寄宿舎を含む）について、自動スプリンクラー設備等設置部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分の間仕切壁は準耐火構造とすること等を要しないこととされた。このように、一定の区画ごとにスプリンクラーを設置した場合や小規模で避難が極めて容易な構造の場合には、防火対策の規制の合理化が図られていることから、グループホームを整備するに当たって、必要に応じて建築部局とも連携を図りつつ整備を進められたい。

## （4）精神科病院の敷地内におけるグループホーム等について

（関連資料⑧（185頁）、関連資料⑨（186頁））

グループホームは、地域との交流を図ることにより社会との連帯を確保する観点から、入所施設や病院の敷地内に立地されるのではなく、住宅地又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中に立地することを求めており、入所施設や病院の敷地外にあるようにしなければならないこととしている。

しかし、昨年行われた「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会」で取りまとめられた報告書において、精神科病院に長期間入院している精神障害者の地域移行を促進する観点から、入院医療の必要性の低い長期入院精神障害者のうち退院に向けた支援を徹底して実施してもなお地域への退院意欲が固まらない者について、段階的な移行も含めて入院医療の場から生活の場に居住の場を移すことが必要であり、その選択肢の一つとして、障害者権利条約に基づく権利擁護の観点も踏まえ、「精神病床の削減を伴うこと、利用対象者を長期入院精神障害者に限ること、利用期間を設けること、構造上の独立性を確保すること」など一定の条件付けを行った上で、通適的な居住の場として、病院の敷地内にグループホームの設置を試行的に認めるべきとされた。

このため、新規指定の期間は平成27年4月から平成31年3月まで、運営期間は指定を受けた日から6年間と限定し、平成30年度においては、それまでの制度の施行状況を踏まえてその後の制度の在り方を検討することとした上で、新たに平成27年度から病院の敷地内におけるグループホーム（地域移行支援型ホーム）の設置を認めることとした。

各都道府県等におかれては、精神科病院から地域移行支援型ホームに関する指定の申請や相談があった場合には、その設置目的や、あくまでも試行的に実施するものであることを十分説明いただきたい。

また、指定に当たっては、設置条件として、地域移行支援型ホームの従業

者と当該ホームを設置する精神科病院の職員の兼務を禁止しているが、この点については各都道府県等で使用している指定申請書の様式に従業者がこれらの兼務をしていない旨の欄を設けるなどにより確認いただきたい。また、地域移行支援型ホームの共同生活住居の構造及び設備は、利用者の生活の独立性が確保されたものでなければならないが、この点については指定申請書に添付された建物の構造概要、平面図及び設備の概要によるほか、必要に応じて現地を訪問するなどにより確認いただきたい。さらに、改正後の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」附則第11条第2項において、地域移行支援型ホーム事業者は「協議会その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの」に対して定期的に事業の実施状況等を報告し、協議会等の評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととしている。このため、管内に地域移行支援型ホーム事業所を設けた場合には、少なくとも年に1回以上協議会等を開催し、議題の1つとして当該事業所の運営状況等の評価等を行っていただくようお願いする。なお、「その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの」とは、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課から平成27年度予算案で要求している「長期入院精神障害者地域移行総合的推進体制検証事業」における地域移行推進連携会議を想定しているところである。

地域移行支援型ホームは、様々な条件を設けて実施する制度であるが、本来、精神科病院に長期間入院している精神障害者で入院医療の必要性が低い者は、直接病院の敷地外である地域生活に移行することが原則である。障害者権利条約の趣旨を踏まえ、利用者本人の意向を第一に、家族や相談支援事業所、その他の障害福祉サービス事業所、市町村、保健所など第三者の意見も聴きつつ、十分にその利用の要否が検討されなければならない。地域移行支援型ホームが地域移行を支援するための通時的な居住の場としての役割を十分果たすよう、適宜事業所の運営状況について注視し、必要に応じて助言、指導等を実施されたい。

なお、長期入院精神障害者の地域移行を推進するに当たり、地域移行支援型ホームを設置していない自治体においても、地域の実情に応じて、協議会に地域移行や居住支援などの課題に対応した役割を担う専門部会を設置する等、関係機関で精神障害者が地域で生活する上での課題解決等に関する情報共有等が行われることが望ましい。

#### **(5) 障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局の連携について**

障害者が入所施設等ではなく地域の中で生活を送れるよう、住まいの場を確保することが重要である。

このため、厚生労働省と国土交通省が協力し、両省における住まいの場の確保策をまとめた「障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局



の連携について」(平成 21 年 11 月 12 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、国都交通省住宅局住宅総合整備課長連名通知)を發出し、福祉部局と住宅部局の連携による障害者の住まいの場の確保の取組をお願いしている。

障害者の住まいの場の確保のためには、公営住宅のグループホームとしての活用や公的賃貸住宅、民間賃貸住宅への入居促進等が重要であるため、各種会議・研修等を通じて、当該通知の周知に努めるなど、引き続き、福祉部局と住宅部局の連携による取組の強化をお願いする。

また、高齢者、障害者、子育て世帯等のように、居住や福祉に関する支援ニーズの高い方々に対する居住支援の強化を図ることを目的として、①厚生労働省及び国土交通省における居住・福祉に関する施策や、②各地の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成 19 年法律第 112 号)第 10 条第 1 項に規定する「居住支援協議会」で行っている先進的な取組に関する情報提供の場として、平成 24 年度から地方公共団体の実務者を対象とした連絡会議を国で開催しているところであり、平成 27 年度の開催は現時点では未定であるが、開催される場合には住宅部局の担当職員とともに積極的な参加をお願いする。

#### (6) 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行支援策について

矯正施設等を退所した障害者については、福祉的支援が必要であるにもかかわらず必要とする福祉サービス等を受けていない者が少なくない状況が明らかになっている。

このため、矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行を支援するため、平成 21 年度から地域生活定着支援センターと保護観察所が協働し、グループホームなど福祉施設等への受け入れ調整等を行っているところである。

また、平成 24 年 6 月に成立した障害者総合支援法では、地域移行支援の対象に新たに「その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるもの」が追加され、平成 26 年 4 月から、保護施設や矯正施設、更生保護施設に入所等している障害者が加えられた。

都道府県等におかれては、矯正施設等に入所等している障害者が退所等に伴い円滑に地域生活に移行できるよう支援するため、障害者の意向等を勘案しながら地域移行支援の活用が図られるよう取り組んでいただきたい。

矯正施設等に入所している障害者に対する面談、支援計画の作成、住居の確保など障害者支援施設やグループホーム等で矯正施設等を退所した障害者を受け入れ、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行った場合には、報酬上、加算(地域生活移行個別支援特別加算)として評価している。

その算定実績をみると、地域生活定着支援センターの設置数の増加等に

比例して、下表のとおり算定対象者数の着実な増加が認められるところであるが、一部の算定実績の全くない自治体があるなど地域によってその取組状況に差が認められるところである。

**(参考) 地域生活移行個別支援特別加算の対象者数実績の推移**

	平成 24 年 10 月	平成 25 年 10 月	平成 26 年 10 月
包括型GH	71 人	110 人	256 人
外部型GH	88 人	134 人	68 人
障害者支援施設	40 人	42 人	46 人
宿泊型自立訓練	31 人	41 人	33 人
合計	230 人	327 人	403 人

※障害者支援施設については、個人加算の算定利用者数を計上

こうした状況も踏まえ、障害福祉サービス事業所の従事者等に対して、罪を犯した障害者の特性や効果的な支援方法など専門性の強化を図るための研修の実施等に必要な費用について、平成 25 年度から地域生活支援事業のメニュー（「矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進事業」）として支援を行っているところである。

罪を犯した障害者が矯正施設等を退所した後に地域で生活できるようにするためには、多様な福祉サービス等を確保するとともに、地域や福祉施設等での理解を深めることが重要であるので、各都道府県等におかれては、保護観察所や地域生活定着支援センターなど関係機関とも緊密に連携の上、これらの助成制度等の積極的な活用を努められたい。

**(参考) 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進事業の概要**

**ア 事業の目的**

障害福祉サービス事業所の従事者等に対して、罪を犯した障害者等の特性や効果的な支援方法など専門性の強化を図るための研修等を実施することにより、矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行・定着を推進することを目的とする。

**イ 事業の内容**

**(ア) 研修事業**

障害福祉サービス事業所や相談支援事業所の従事者等に対して、罪を犯した障害者等の特性や効果的な支援方法など専門性の強化を図るための研修を実施

**(イ) 普及啓発事業**

地域住民をはじめとする関係機関等に対して罪を犯した障害者等に関するシンポジウムの開催やパンフレットの作成等により広報その他の啓発活動を実施

(ウ) 受入促進事業

障害者支援施設、宿泊型自立訓練事業所又はグループホームが実施する矯正施設等を退所した障害者の受け入れ促進のために有効な取組への支援

【取組の例示】

- ・ 受け入れ前の求人その他の体制確保
- ・ 従事者研修の開催 等

※ 事業の一部又は全部を団体等に委託することが可能

(7) 地域相談支援の着実な実施等について

(関連資料⑩ (187 頁)、関連資料⑪ (188 頁))

① 地域相談支援の提供体制の整備について

平成 24 年 4 月 1 日から創設された地域移行支援、地域定着支援については、各自治体が定める第 3 期障害福祉計画において、平成 25 年度にそれぞれ 1 か月平均で、地域移行支援は 7,634 人、地域定着支援は 11,129 人が利用することが見込まれていたところである。

しかしながら、その利用実績については、各都道府県の国民健康保険団体連合会による介護給付費等の支払実績によれば、直近の平成 26 年 10 月でも、地域移行支援が 495 人、地域定着支援が 2,044 人と計画値に対して極めて低調となっており、都道府県別にみても大きな格差が生じているところである。また、障害種別ごとにみると特に地域移行支援はその利用者の 8 割以上が精神障害者となっており、知的障害者及び身体障害者の利用は進んでいない状況である。

また、第 4 期障害福祉計画において、障害者の地域生活を支援する機能を持った拠点等を各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つ整備することを目標として設定することとしているが、当該拠点等では緊急時の受入や地域の体制づくり等の機能が求められており、常時の連絡体制の確保や緊急時支援を行う地域定着支援は重要な役割を担うものである。

このため、特にこれらの利用が進んでいない自治体におかれては、障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行及び地域移行後の地域生活への定着を着実に進めるため、必要に応じて障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会を積極的に活用しながら、今年度の利用実績の分析や課題の整理、対応方策等の検討、障害者向けの地域移行に関するパンフレットの作成等の取組を推進するなど計画的な地域相談支援の提供体制の整備の推進に取り組むよう、よろしく願います。

なお、地域定着支援の給付決定に際して、地域移行支援を利用していない障害者や家族と同居している障害者を一律に給付対象外として運用している自治体が見受けられるが、いずれのケースも地域定着支援の給

付対象となり得ること、また、地域定着支援は必ず1年間しか利用できないと認識している自治体もあるが、緊急時等の支援体制が必要と見込まれる場合には更新が可能（更なる更新も可能）であることから、各自治体においては、本人の意向や心身の状況、同居家族の状況等を十分に勘案の上、適切な運用に努められたい。

## ②精神障害者の退院支援体制の整備等について

平成 25 年 6 月に成立した精神保健福祉法の一部改正法により、医療保護入院者の地域生活への移行を促進する観点から、精神科病院の管理者に対する相談支援事業者等の紹介努力義務規定が設けられ、平成 26 年 4 月から施行されているところである。

これを受け、相談支援事業者等（地域援助事業者）において、通常必要となる職員に加えて退院支援に関する業務等を行うための職員の配置に必要な費用等について、地域生活支援事業費補助金のメニュー（「相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保」）として財政支援を行っているので、当該助成制度の積極的な活用を努められたい。

### （参考）相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保の概要

#### ア 目的

精神保健及び精神障害福祉に関する法律第 33 条の 5 の規定に基づく地域援助事業者が退院支援体制の確保に要する費用の一部について補助を行い、医療保護入院者の地域生活への移行を促進することを目的とする。

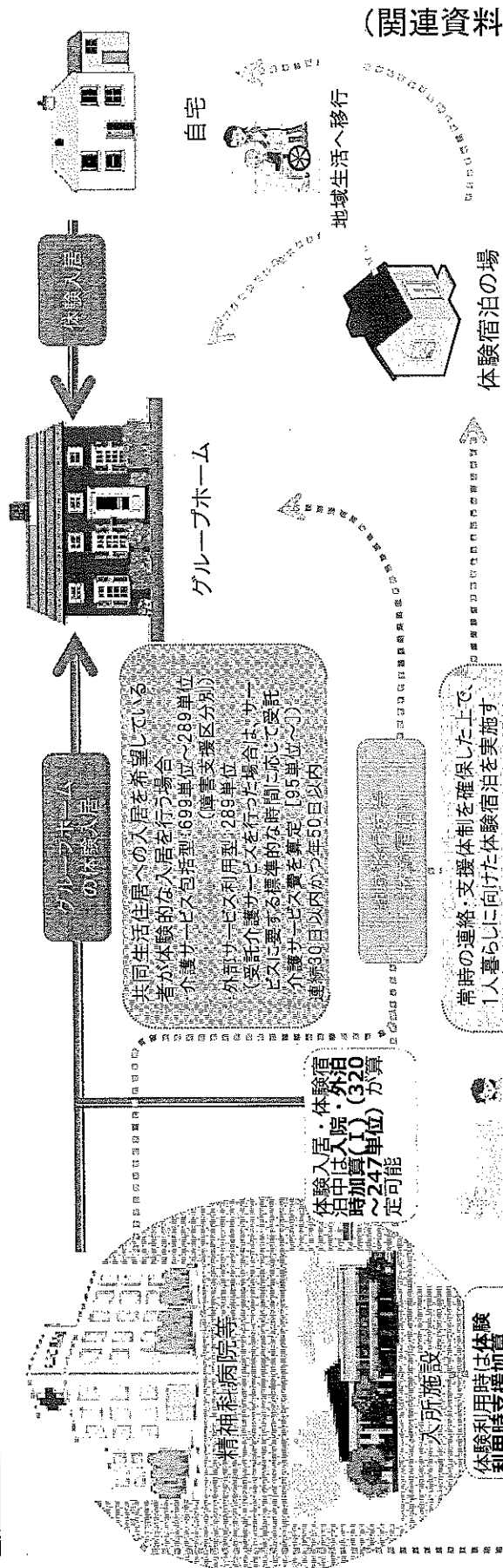
#### イ 事業内容

相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制を確保するため、必置職員以外の職員を配置するために必要となる賃金や諸経費等について助成する。

# 施設入所者等の地域生活の体験に関する仕組み

※ 一部の単位数等はH27.4～の予定

施設入所者等の地域生活への移行を円滑に進めるためには、地域での生活に徐々に慣れていくことが重要であることから、入所・入院中の段階から宿泊等の地域生活の体験ができるようグループホーム等の体験入居や体験宿泊、障害福祉サービス利用の体験入居、グループホームの体験入居については、家族と同居しながら自宅で生活する障害者も利用可能。



(週補資料)

体験入居・体験宿泊・体験利用の利用実績の推移 (国保連)

	H23.10	H24.10	H25.10	H26.10
共同生活援助 サービス提供施設 利用	480	762	905	1116
外部サービス利用 型共同生活援助 サービス提供施設 利用	190	225	285	138
障害福祉サービス の体験利用	-	53	55	40
体験宿泊	-	36	25	31
体験宿泊(夜間支 援を行う場合)	-	15	31	33

共同生活居住への入居を希望している者が体験的な入居を行う場合  
介護サービス包括型(699単位～289単位)  
(障害支援区分別)  
外部サービス利用型(289単位)  
(受託介護サービスを行う場合)  
サービスに要する標準的な時間に応じて受託  
介護サービス費を算定(95単位～)  
連続30日以内かつ年50日以内

常時の連絡・支援体制を確保した上で、  
1人暮らしに向けた体験宿泊を実施す  
る場合  
(体験宿泊加算)  
・300単位  
・700単位(夜間支援を行う場合)  
15日以上限

体験入居・体験宿  
泊中は入院・外泊  
時加算(1)が算  
定可能  
~247単位

体験利用時は体験  
利用時支援加算  
(300単位)が算  
定可能

障害福祉サービス事業者への委託に  
より障害福祉サービスの体験利用を  
実施した場合  
(障害福祉サービス事業者の体験利用加  
算)300単位  
15日以上限

障害福祉サービス事業所

# グループホーム等における消防設備の設置義務

【(新設)平成27年4月～(既設※1)平成30年4月～】

スプリンクラー設備	自動火災報知設備	消火栓	消火器	防煙設備	避難経路	避難誘導設備	消防機関への通報可能な火災報知設備
改正期	改正期	改正期	改正期	改正期	改正期	改正期	改正期
平成27年2月～	平成27年4月～	平成27年4月～	平成27年4月～	平成27年4月～	平成27年4月～	平成27年4月～	平成27年4月～
<p>【入所施設(障害児・重度障害者)、グループホーム(重度)】 ※消防法施行令別表第1(6)項口関係</p> <p>①障害児施設(入所)</p> <p>②障害者支援施設・短期入所・グループホーム(障害支援区分4以上の者が概ね8割を超えるものに限る。)</p>	全ての施設 ※2を除く。	275㎡以上	全ての施設	全ての施設	全ての施設	全ての施設	全ての施設
<p>【上記以外(通所施設等)】 ※消防法施行令別表第1(6)項八関係</p> <p>①障害児施設(通所)</p> <p>②障害者支援施設・短期入所・グループホーム(障害支援区分4以上の者が概ね8割を超えるものを除く。)</p> <p>③身体障害者福祉センター、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業所(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)</p>	6000㎡以上 (平屋建てを除く)	300㎡以上	利用者を入居させ、若しくは宿泊させるもの、又は、延べ面積が300㎡以上のもの	500㎡以上			

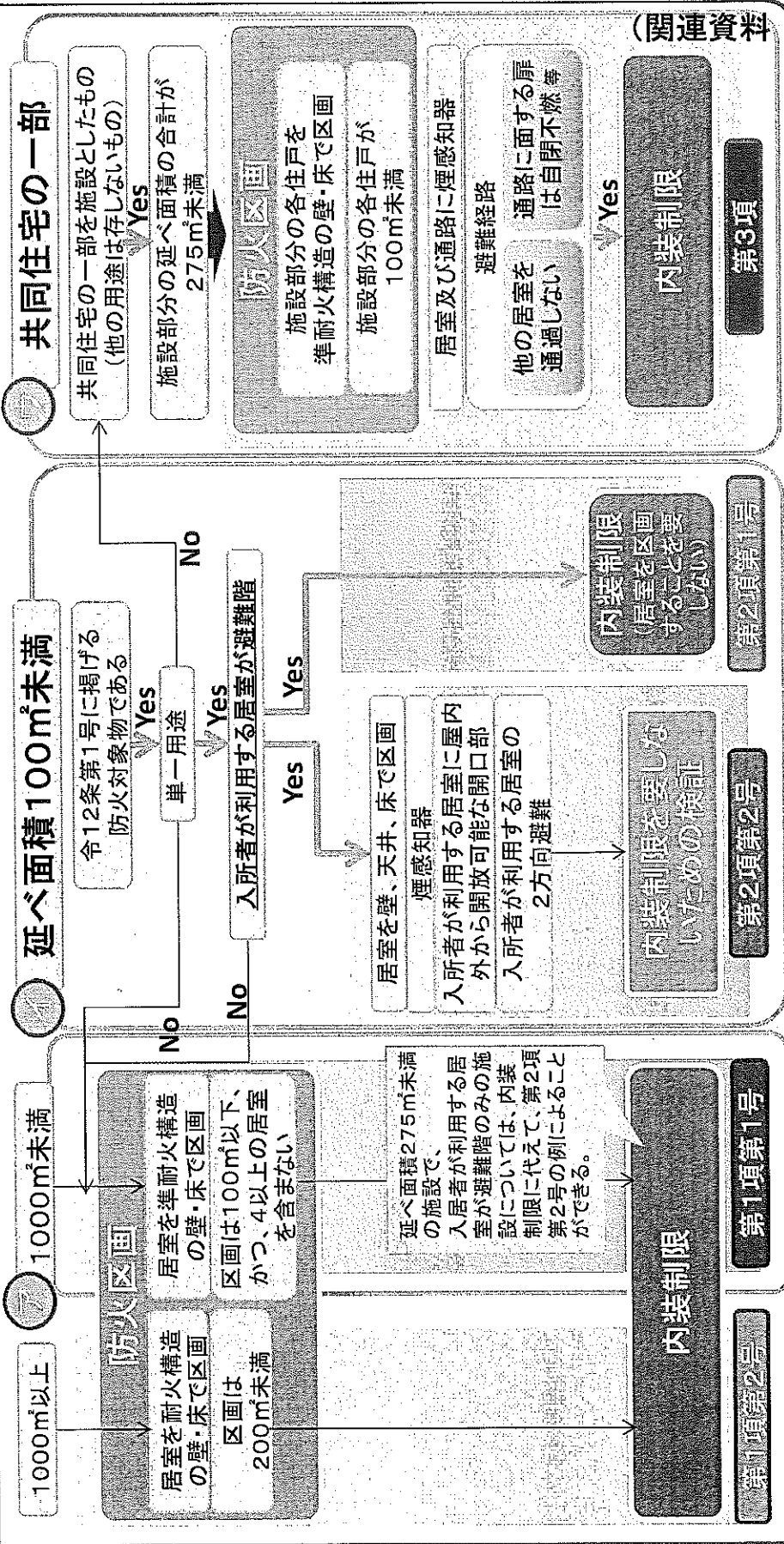
(福神崎社) (2)

※1 既存のグループホーム(新築、増築、改装、移転、修繕又は模様替えの工事中のものを含む)については、平成30年3月末までの猶予期間あり。  
 ※2 障害支援区分の認定調査項目のうち、障害支援区分4以上で「移転」「移動」「危険の認識」「説明の理解」「多動・行動停止」「不安定な行動」の6項目のいずれの項目も「全面的な支援が必要」「理解できない」「判断できない」等に該当しない者の数と障害支援区分3以下の者の数との合計が利用者の2割以上であって、延べ面積が275㎡未満のもの  
 ※3 防火区画を設けること等による構造上の免除要件あり(別紙)

# スプリンクラー設備の見直し

スプリンクラー設備の設置を要しない構造

改正消防法施行規則第12条の2

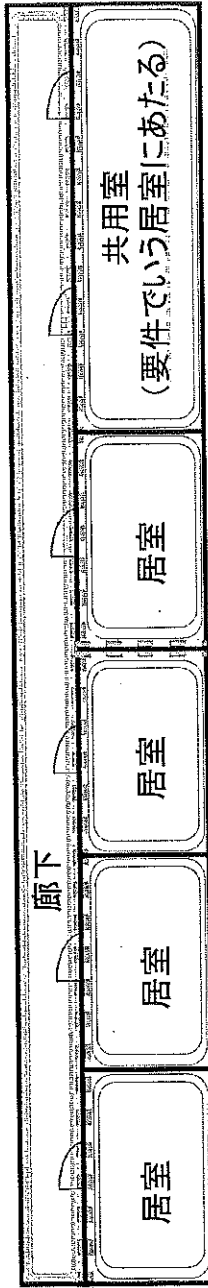


いずれにも該当しないものはスプリンクラー設備を設置

● 現行の消防法施行規則第12条の2「第1項第1号」(1000㎡未満)の構造

構造要件(消防法施行規則第12条の2(施設面積1000㎡未満の場合))

- 準耐火構造の防火区画を形成すること(図 線)
- 防火区画は100㎡以下で4以上の居室を含まないこと
- 内装(避難経路は「**準不燃材料**」その他の部分(居室を含)は「**難燃材料**」)
- 扉は防火設備で自動的に閉鎖すること



例1)  
平面

他の用途	居室	他の用途	居室	居室	階
居室	居室	他の用途	居室	居室	段
他の用途	他の用途	他の用途	他の用途	他の用途	
他の用途	他の用途	他の用途	他の用途	他の用途	

内装不燃化の部分

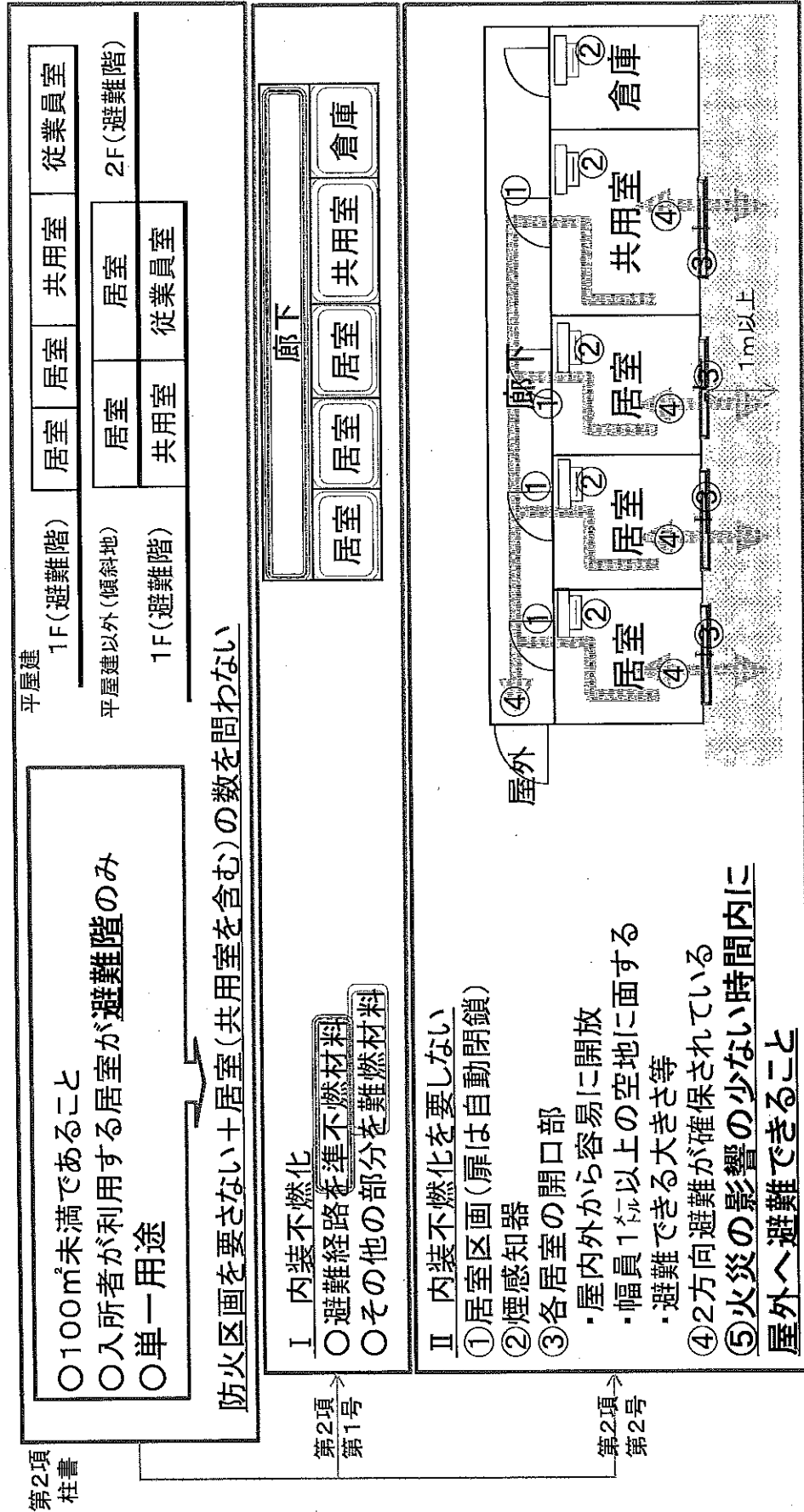


例2)  
立面

新たにスプリンクラー設備設置対象となる「100㎡以上(275㎡未満)」及び「100㎡未満かつ単体用途以外」でスプリンクラー設備を設置しない場合には、防火区画を設置する必要がある。



改正案消防法施行規則第12条の2「第2項第1号、第2号」(100㎡未満)の構造

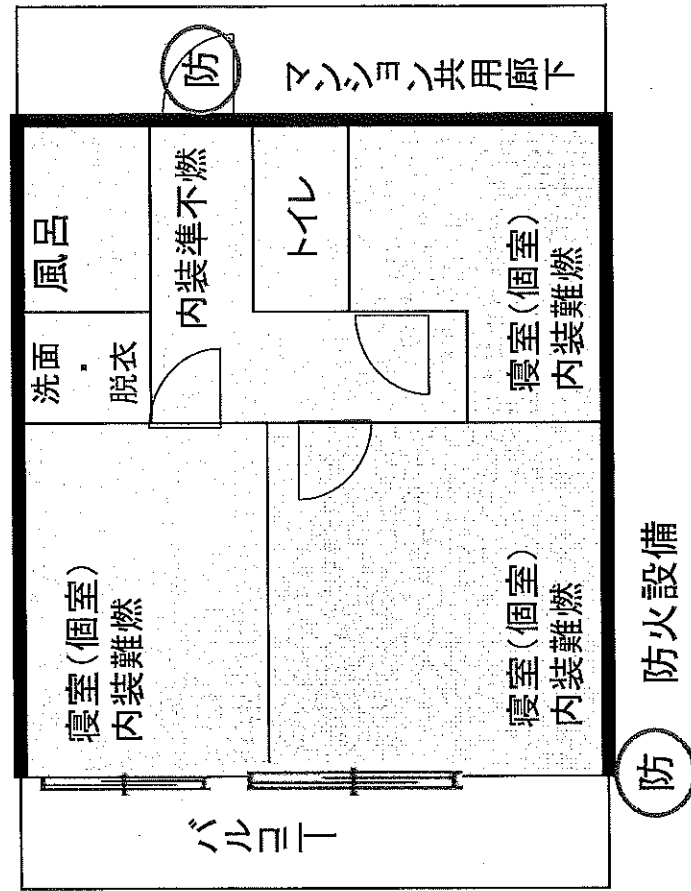


「避難階」、「火災の影響の少ない時間内に屋外へ避難できること」の各要件については、個別の防火対象物の状況に応じて消防法施行令第32条を適用することができるのではないか。

改正消防法施行規則第12条の2第3項の構造

共同住宅の住戸を令別表第1(6)項口の用途に供する場合において、(6)項口の用途に供する住戸全体の延べ面積が275㎡未満のものうち、次の第1号から第7号までに定めるところにより区画を設けたものには、スプリンクラー設備の設置を要しない

- 一 令別表第1(6)項口の用途に供する各住戸を準耐火構造の壁及び床で区画すること。
- 二 令別表第1(6)項口の用途に供する各住戸の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下に面していること。
- 三 二の主たる出入口には、防火戸等を設けたものであること。
- 四 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、二の廊下に通ずる通路には準不燃材料で、その他の部分には難燃材料としたものであること。
- 五 二の廊下に通ずる通路を消防庁長官が定めるところにより設けたものであること。
- 六 居室及び通路に煙感知器を設けたものであること。
- 七 令別表第1(6)項口の用途に供する各住戸の床の面積が100㎡以下であること。



消防予第 118 号  
平成 26 年 3 月 28 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁予防課長  
(公印省略)

消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について (通知)

「消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について」(平成 25 年 12 月 27 日付け消防予第 492 号)、「消防法施行規則の一部を改正する省令の公布について」(平成 26 年 3 月 26 日付け消防予第 101 号)及び「入居者等の避難に要する時間の算定方法を定める件等の公布について」(平成 26 年 3 月 28 日付け消防予第 110 号)により、消防法施行令の一部を改正する政令(平成 25 年政令第 368 号、以下「改正政令」という。)等及び消防法施行規則の一部を改正する省令(平成 26 年総務省令第 19 号)等の公布について通知したところですが、改正後の消防法施行令(昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。)及び消防法施行規則(昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。)等の運用に当たっては、下記事項にご留意いただきますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであること、また、本通知の 2 の内容は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課及び厚生労働省社会・援護局保護課と協議済みであることを申し添えます。

記

1 スプリンクラー設備設置対象に関する事項(規則第 12 条の 2 関係)

令第 12 条第 1 項第 1 号の火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造については、次のとおりであること。

- (1) 規則第 12 条の 2 第 1 項第 1 号ロただし書に規定する「居室(もつぱら当該施設の職員が使用することとされているものを除く。)」については、居室のうち、職員が使用するための事務室、会議室などを除くものであること。
- (2) 規則第 12 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する「区画」とは、壁及び天井等により

構成されるものをいい、襖、障子、カーテン又はパーティション等により間仕切りされるものはこれにあたらぬものであること。

- (3) 規則第 12 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する「避難に要する時間として消防庁長官が定める方法により算定した時間」については、設計図書や事業計画等により算出するものであり、算出時間を実地にて計測することを求めるものではないこと。
- (4) 規則第 12 条の 2 第 2 項第 2 号ロに規定する「屋内及び屋外から容易に開放することができる開口部」については、屋内から直接地上へ通ずる窓、扉その他の開口部で、屋外からの鍵の使用や自動火災報知設備との連動により解錠するもの等破壊せずに解錠することを想定していること。
- (5) 規則第 12 条の 2 第 2 項第 2 号ニに規定する「入居者等が内部から容易に避難することを妨げるものでない」開口部については、いわゆる「掃き出し窓」を想定しているものであるが、その幅、高さ及び下端の床面からの高さについては、当該居室の入居者の避難に際して器具を使用する場合などを勘案し、避難、救出が容易である大きさ、構造の開口部をいうものであること。
- (6) 規則第 12 条の 2 第 2 項第 2 号ホに規定する「2 以上の異なった避難経路」については、当該防火対象物の廊下や玄関、勝手口を経て屋外へ到達することができる経路と規則第 12 条の 2 第 2 項第 2 号ロにより設けられた開口部を介して屋外へ到達することができる経路をいうものであること。
- (7) 規則第 12 条の 2 第 3 項第 2 号に規定する「直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下」については、特定共同住宅等の構造類型を定める件（平成 17 年消防庁告示第 3 号）第 4 (4) に定める廊下等をいうものであること。

## 2 障害者施設等のスプリンクラー設備設置対象に関する事項（令第 12 条及び規則第 12 条の 3 関係）

令別表第 1（6）項ロ(2)、(4)及び(5)に掲げる防火対象物のスプリンクラー設備設置対象については、1 による他、次のとおりであること。

- (1) 障害者支援施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 8 項に規定する短期入所若しくは同条第 15 項に規定する共同生活援助を行う施設（平成 26 年 3 月 31 日までは、同条第 10 項若しくは第 16 項に規定する共同生活介護若しくは共同生活援助を行う施設）にあつては、障害者総合支援法第 4 条第 4 項に定める障害支援区分（平成 26 年 3 月 31 日までは、障害程度区分。以下「障害支援区分」という。）が 4 以上の者が概ね 8 割を超える施設が令別表第 1（6）項ロとして取扱われることは、従前から変わるものではないが、障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令の全部を改正する省令（平成 26 年 1 月 23 日公布。厚生労働省令第 5 号。）による障害支援区分の

取扱いに変更があることから、留意されたいこと。

なお、令別表第1(6)項の用途区分の取扱いについては、消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について(平成26年3月14日付け消防予第81号)2(1)に留意されたいこと。

(2) 令第12条第1項第1号ロに規定する「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの」とは、規則第5条第5項に該当する者(障害支援区分が4以上の者)であって、規則第12条の3第1号から第6号までのいずれかに該当する者の数が、利用者の概ね8割を超える施設を規定するものであり、該当する防火対象物についてはスプリンクラー設備の設置を要するものであること。

(3) 障害者施設等に入居若しくは入所又は宿泊している障害者等の規則第12条の3各号に掲げる認定調査項目の確認は、入居者又はその委任を受けた者が市町村へ開示請求し、消防機関が施設関係者に提出を求めることにより行うことを想定していること。

(4) 障害支援区分の設定がない障害児入所施設及び救護施設における「介助がなければ避難できない者」に該当するかどうかの判断については、次により取り扱うこと。

#### ア 障害児入所施設

##### (7) 認定調査項目に代わる判断基準

「学齢期以上で、介助なしで通学又は日中活動支援への参加等のための外出ができていくかどうか」の判断基準により確認すること。

##### (イ) 確認の流れ

都道府県は、児童福祉法に基づき施設の設置認可(報酬支払いに関する指定)及び指導監督の権限を持ち、指定基準や消防法令に定める防火基準を遵守させる業務を行うこととなっていることから、「避難の困難性」の内容を確認することとなる。都道府県により確認される事項のうち、各施設の介助がなければ避難できない児童数に関する情報を消防機関が施設関係者に確認することにより、スプリンクラー設備の設置義務の有無を判断することを想定していること。

なお、大都市特例により、指定都市及び児童相談所設置市においても、認可、指定及び指導監督等の業務を行うこととなっていることから、同様の想定をしていること。

##### (ウ) 留意事項

(イ)の確認は、すべての入所児童に対して行わなければならないものではなく、介助がなければ避難できない者が施設の利用者の8割未満であるという基準に沿って、スプリンクラー設備の設置を要しないということを証明するのに必要な人数の確認で足りるものであること。

#### イ 救護施設

(ア) 原則として、障害支援区分の認定を受け、認定調査項目により確認すること。

(イ) (ア)によらない場合にあっても、都道府県は、生活保護法に基づき施設の設置認可及び指導監督の権限を持ち、保護施設の基準や消防法令に定める防火基準を遵守させる業務を行うこととなっていることから、「避難の困難性」の内容を確認することとなる。都道府県により確認される事項のうち、各施設の介助がなければ避難できない者の人数に関する情報を消防機関が施設関係者に確認することにより、スプリンクラー設備の設置義務の有無を判断することを想定していること。

なお、大都市特例により、指定都市及び中核市においても、認可及び指導監督等の業務を行うこととなっていることから、同様の想定をしていること。

(5) 共同生活援助のサテライト型住居の取扱い

共同生活援助のサテライト型住居(※)については、本体住居(サテライト型住居以外の共同生活住居であって、サテライト型住居への支援機能を有するもの)との密接な連携を前提として、利用者がマンション等の一室に単身で居住する形態として、平成26年4月に創設されるものであるが、その入居形態は一般の共同住宅と変わらないことから、通常は、令別表第1(5)項口として取扱われるものと考えられること。

今後、制度施行後のサテライト型住居の入居形態の実態等を踏まえた上で、実態に則した消防法令上の取扱いを通知するものであること。

※ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)第210条第2項に規定するサテライト型住居をいう。

(6) 居宅生活訓練事業を行う居宅の取扱い

居宅生活訓練事業は、救護施設において居宅生活に向けた生活訓練を行うとともに、居宅生活に移行可能な対象者のための訓練用住居(アパート、借家等)を確保し、より居宅生活に近い環境で実体験的に生活訓練を行うことにより、施設に入所している被保護者がスムーズに居宅生活に移行し、継続して居宅において生活できるよう支援することを目的とされ、対象者も居宅において生活を送ることが可能であると認められる者であることから、各居宅の実態に応じて、単身入居であり、かつ、入居形態が一般の共同住宅と変わらないものにあつては、令別表第1(5)項口として取扱うことが適当と考えられるものであること。

(7) 利用者の入れ替わり、障害支援区分の変更や期限が切れている等の事情により令別表第1の用途又は(2)に該当するかどうか定まらない場合には、福祉部局と連携の上、施設関係者から利用者の状況に関する資料の提示を求める等により、定常的な状態として前年度実績等の一定期間の利用者の状況を確認するなど、施

設の状況を十分に確認し対応すること。

3 「入居者等の避難に要する時間の算定方法等を定める件」(平成 26 年消防庁告示第 4 号。以下「避難告示」という。) 関係

(1) 規則第 12 条の 2 第 2 項第 2 号ホに規定する避難経路については、各居室がそれぞれ火災室となった場合を想定して算定するものであること。

(2) 避難告示第 2 については、次の手順により算定すること。

ア 算定上の介助者は 1 人として、施設内の全入居者等が避難に要する時間を算定するものであり、実際の職員数とは異なるものであっても差し支えないものであること。

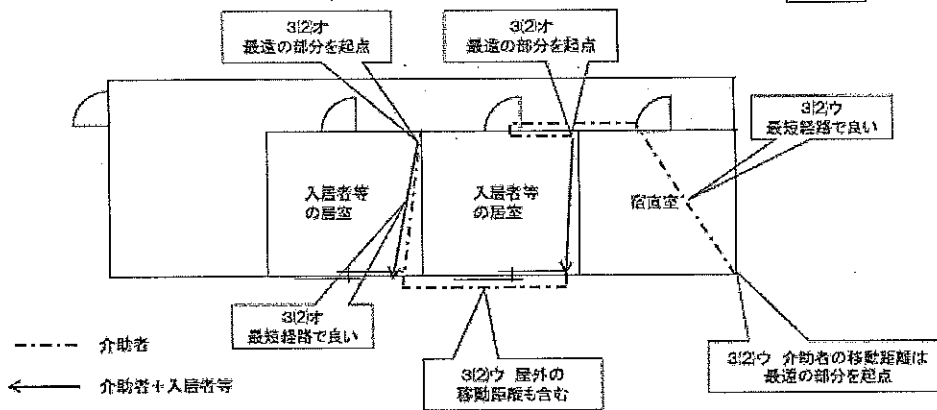
イ 介助者は、事務室、宿直室又は当直室等もっぱら当該施設の職員が使用することとされている居室のうち、最も滞在時間が長い居室を起点とした移動距離について算定すること。

ウ 避難告示第 2 第 2 号(1)の介助者の移動距離については、イの居室内の最遠の部分から起点とし、起点からの経路にあっては最短経路とすること。また、入居者等を屋外まで介助して避難させた後、他の入居者等の居室へ至る経路のうち、屋外を移動する距離についても含むものであること。(別図参照)

エ 避難告示第 2 第 2 号(2)の「介助用具」とは、車いすその他の避難の際にベット等から移乗を要する用具をいうものであること。

オ 避難告示第 2 第 2 号(3)の居室から入居者等を介助して避難する移動距離については、避難経路となる当該居室の出入口又は規則第 12 条の 2 第 2 項第 2 号ロの開口部から最遠の部分から起点とし、起点からの経路にあっては最短経路とすること。(別図参照)

別図



4 自動火災報知設備の設置基準関係 (令第 21 条関係)

(1) 「利用者を入居させ、又は宿泊させるもの」とは、夜間において利用者が就寝

を伴う用途における火災危険に着目したものであり、入院や入所を含むものであること。

なお、利用者に対して日中に行っている役務（治療や保育等）が夜間を通して行われるのみで宿泊を伴わないものについては、原則として該当しないものであること。

- (2) 令第 21 条第 1 項第 1 号に掲げる防火対象物のうち、令別表第 1（5）項イ並びに（6）項イ及びハ（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）に掲げる防火対象物で、次のアからウまでのすべてに適合するものにあつては、令第 32 条を適用して、自動火災報知設備を設置しないことを認めて差し支えないものであること。

ア 延べ面積が 300 m<sup>2</sup>未満のものであること。

イ 改正政令の施行の際に特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 20 年総務省令第 156 号）第 3 条第 2 項第 2 号イ及びロに規定する部分すべてに、現に住宅用防災警報器（連動型であり、かつ、規則第 23 条第 4 項第 1 号ニに掲げる場所を除き煙式であるものに限る。）が設置されているものであること。

ウ 現に設置されている住宅用防災警報器は、交換期限（自動試験機能付きのものについては、機能の異常の表示がされるまでの期間と製造年から 10 年間のいずれか短い期間とする。）を超えていないものであること。

#### 5 消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準関係（規則第 25 条関係）

- (1) 起動方法については、感知器からの火災信号によるほか、自動火災報知設備の受信機が火災表示を行う要件（中継器からの火災表示信号、発信機からの火災信号等）と連動起動するものであること。

- (2) 複合用途防火対象物のうち、令別表第 1（6）項ロが存するものについては、令別表第 1（6）項ロ部分を含む防火対象物全体の火災信号からの連動を原則とすること。

なお、令別表第 1（6）項ロ部分と他の用途が明確に区分されているものであり、令別表第 1（6）項ロ部分の火災信号からの連動とすることで早期の通報体制に支障がないと認められるものについては、令第 32 条を適用し、当該部分からの連動として差し支えないものであること。

- (3) 自動火災報知設備には、次のいずれかにより非火災報対策を講じることが望ましいこと。

ア 蓄積式の感知器、中継器又は受信機の設置

イ 二信号式の受信機の設置

ウ 蓄積付加装置の設置

エ 設置場所の環境状態に適応する感知器の設置

- (4) 規則第 25 条第 3 項第 4 号ただし書中の「防災センター」とは、総合操作盤そ



の他これに類する設備により防火対象物の消防用設備等の監視、操作等を行う場所であって、常時人による監視等が行われており、確実な通報体制が確保されているものをいうものであること。

なお、当該防災センターに類するもので、同等の通報体制が講じられていると認められるものにあつては、令第32条を適用し、「防災センター」と取り扱って差し支えないものであること。

(5) 連動に係る配線工事については、甲種第4類の消防設備士が行うものであること。

(6) その他火災通報装置との連動に関する留意事項については、当面の間、「火災通報装置の設置に係る指導・留意事項について」（平成8年8月19日付け消防予第164号）別添2「火災通報装置を自動火災報知設備と連動させる場合の留意事項」によること。

なお、連動停止スイッチを別箱で設置する場合の電源は、受信機から供給することを原則とするが、特定小規模施設用自動火災報知設備のうち受信機を設けないもの等受信機から電源供給ができない場合にあつては、火災通報装置から供給することで差し支えないものであること。

(7) 連動起動による通報の信頼性を確保するため、非火災報防止対策及び自動火災報知設備の作動時の対応が適正に行われるよう、次の事項について関係者に周知すること。

ア 誤操作による出動を防止するため、従業員等に対して自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて習熟させておく必要があること。

イ 非火災報又は誤作動と判明したときは、直ちに消防機関にその旨を通報すること。

ウ 自衛消防訓練等を実施する場合は、連動停止スイッチ箱等を操作し、必ず非連動として、自動火災報知設備が作動したことを知らせるメッセージが送信できない状態にした後、実施すること。

エ 非火災報が発生した場合は、その原因を調査し、感知器の交換等必要な非火災報防止対策を講じること。

(8) 消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準の見直しに伴い、「火災通報装置の基準（平成8年消防庁告示第1号）」、「消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件（平成元年消防庁告示第4号）」及び「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和50年消防庁告示第14号）」については、追って改正することを予定していること。

## 6 その他

(1) 上記2の運用上の疑義については、引き続き関係省庁や関係団体と意見交換等を行うものであること。

(2) スプリンクラー設備設置に係る令第 32 条適用の判断基準については、別途通知する予定であること。

消防庁予防課設備係  
担当：守谷、鈴木、北野  
河口、尾上  
電話：03-5253-7523  
FAX：03-5253-7533

消防予第101号  
平成26年3月26日

各都道府県知事 }  
各指定都市市長 } 殿

消 防 庁 次 長

消防法施行規則の一部を改正する省令の公布について

消防法施行規則の一部を改正する省令（平成26年総務省令第19号。以下「改正規則」という。）が平成26年3月26日に公布されました。

今回の改正は、消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第368号。以下「改正令」という。）による消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）の改正に伴い、スプリンクラー設備を設置することを要しない構造について見直しを行うとともに、介助がなければ避難できない者について規定するほか、自主表示対象機械器具等の製造業者等の届出等について所要の規定の見直しを行うものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事にあつては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 改正規則に関する事項

1 スプリンクラー設備を設置することを要しない構造の見直しについて

- (1) 改正令により新たにスプリンクラー設備の設置が義務づけられる延べ面積275㎡未満の(6)項口に掲げる社会福祉施設等について、現行の延べ面積275㎡以上1,000㎡未満の施設に係る規定を適用することとしたこと。ただし、延べ面積が275㎡未満のものうち、入居者等の居室が避難階のみに存するもので、改正規則による改正後の消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第12条の2第2項第2号の要件を満たすものにあつては、この号に規定する内装制限を要しないこととしたこと。（規則第12条の2第1項第1号関係）
- (2) 令別表第1(6)項口に掲げる防火対象物で延べ面積が100㎡未満の小規模な施設のうち、次の各号のいずれかに定める構造を有するものには、スプリンクラー設備の設置を要しないこととしたこと。（規則第12条の2第2項関係）
  - 一 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通

- 路にあっては準不燃材料で、その他の部分にあっては難燃材料でしたもの
- 二 居室を壁、床等で区画し、出入口に戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのものに限る。）を設けた施設で、次のイからホまでの避難が容易な構造を有するもののうち、入所者等が避難に要する時間として消防庁長官が定める方法により計算した時間が、火災発生時に確保すべき避難時間として消防庁長官が定める時間を超えないもの
- イ 自動火災報知設備の感知器は、一部の例外を除き、煙感知器を用いること。
- ロ 居室に屋外及び屋内から容易に開放することができる開口部を設けること。
- ハ ロの開口部が道又は道に通ずる幅員1メートル以上の通路等に面していること。
- ニ ロの開口部の形状が、容易に避難することを妨げるものでないこと。
- ホ 居室から2以上の異なった避難経路を確保していること。
- (3) 共同住宅の住戸を令別表第1(6)項口の用途に供する場合において、(6)項口の用途に供する住戸全体の延べ面積が275㎡未満のものうち、次の第1号から第7号までに定めるところにより区画を設けたものには、スプリンクラー設備の設置を要しないこととしたこと。（規則第12条の2第3項関係）
- 一 令別表第1(6)項口の用途に供する各住戸を準耐火構造の壁及び床で区画すること。
- 二 令別表第1(6)項口の用途に供する各住戸の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下に面していること。
- 三 二の主たる出入口には、防火戸等を設けたものであること。
- 四 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、二の廊下に通ずる通路には準不燃材料で、その他の部分には難燃材料でしたものであること。
- 五 二の廊下に通ずる通路を消防庁長官が定めるところにより設けたものであること。
- 六 居室及び通路に煙感知器を設けたものであること。
- 七 令別表第1(6)項口の用途に供する各住戸の床の面積が100㎡以下であること。
- 2 介助がなければ避難できない者の規定について
- 令第12条第1項第1号口に規定する「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者」は、乳児、幼児、並びに令別表第1(6)項口(2)、(4)及び(5)に規定する施設に入所する者（同表(6)項口(5)に規定する施設に入所する者）にあっては、同表(6)項口(5)に規定する避難が困難な障害者等に限る。）のうち、次の各号のいずれかに該当する者としたこと。（規則第12条の3関係）
- 一 認定調査項目（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）別表第1に掲げる項目をいう。以下同じ。）3の群「移乗」において、「支援が不要」又は「見守り等の支援が必要」に該当しない者
- 二 認定調査項目3の群「移動」において、「支援が不要」又は「見守り等の支援が必

要」に該当しない者

三 認定調査項目6の群「危険の認識」において、「支援が不要」又は「部分的な支援が必要」に該当しない者

四 認定調査項目6の群「説明の理解」において、「理解できる」に該当しない者

五 認定調査項目8の群「多動・行動停止」において、「支援が不要」に該当しない者

六 認定調査項目8の群「不安定な行動」において、「支援が不要」に該当しない者

### 3 自主表示対象機械器具等の製造業者等の届出の見直しについて

自主表示対象機械器具等の製造業者等が技術上の規格に適合する旨の表示を付そうとするときに、消防法に基づき、あらかじめ、総務大臣に届け出る事項について、自主表示対象機械器具等の種類が増えることを踏まえ、対象となる機械器具等が規格に適合することを確認する各試験が確実に実施されるよう、試験の結果並びに試験の実施に必要な検査内容及び検査設備に関する事項のうち消防庁長官が定めるものを届出事項とすることとしたこと。（規則第44条の2第2項第2号関係）

### 4 その他

屋外消火栓設備に関する基準の細目（圧力水槽を用いる加圧送水装置の圧力水槽の圧力の基準）について規定の整備を行ったこと。（規則第22条第10号口関係）

## 第二 その他

### 1 改正規則の施行期日

改正規則は、平成27年4月1日から施行することとしたこと。ただし、第一3及び4に記載する自主表示対象機械器具等の製造業者等の届出の見直し等については、公布の日から施行することとしたこと。

### 2 今後の予定

改正規則の運用については、別途通知する予定であること。

消防予第 105 号  
平成 26 年 3 月 28 日

各都道府県消防防災主管部長 }  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長  
(公印省略)

小規模社会福祉施設等に対する消防用設備等の技術上の基準の特例の適用について

消防法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 368 号。以下「改正令」という。）及び消防法施行規則の一部を改正する省令（平成 26 年総務省令第 19 号。以下「改正規則」という。）が公布されました。改正令による改正後の消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）第 12 条第 1 項第 1 号により新たにスプリンクラー設備の設置が義務付けられる 275 ㎡未満の令別表第 1（6）項ロに掲げる防火対象物（以下「小規模社会福祉施設等」という。）について、個別の防火対象物の実態に応じて令第 32 条を適用し、スプリンクラー設備の設置を要しないこととする際の考え方について、下記のとおりとりまとめたので、参考としてください。

なお、共同住宅の一部を利用した小規模社会福祉施設等や小規模福祉施設等に適した自動消火装置の開発の状況等を踏まえつつ、必要に応じ令第 32 条の適用についての検討を行うこととしています。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨周知されるようお願いします。

#### 記

#### 1 入居者の利用に供する居室が避難階以外の階に存する場合に居室を防火区画することを要しない特例

改正規則による改正後の消防法施行規則（昭和 36 年総務省令第 6 号。以下「規則」という。）第 12 条の 2 第 2 項本文で規定する構造と同等なものとして考えられる次の要件の全てに該当する小規模社会福祉施設等は、スプリンクラー設備を設置することを要しないと考えられること。

- (1) 延べ面積が 100 m<sup>2</sup>未満であること。
  - (2) 令別表第 1 (16) 項イの一部でないこと。
  - (3) もっぱら施設の職員が使用することとされている居室以外の居室（規則第 12 条の 2 第 1 項第 1 号ロただし書きに規定する居室をいう。以下「入居者居室」という。）が、全て避難階から数えた階数が 3 以上の階に存しないこと。ただし、堅穴区画が設置されているなど、下階の火煙の影響がないと認められる建築物にあつては、3 階に入居者居室が存する場合にあつても(1)、(2)及び(4)から(7)までに掲げる要件を満たすことで同様に取扱うことができると考えられること。
  - (4) 全ての寝室（入居者の寝室に限る。以下同じ。）において、地上又は一時避難場所（外気に開放されたバルコニー又はこれに類するものをいう。以下同じ。）への経路が次のア又はイの要件に該当すること。
    - ア 地上又は一時避難場所に直接出ることができる次の(7)及び(4)の構造要件を満たす開口部を有すること。
      - (7) 避難階にあつては規則第 12 条の 2 第 2 項第 2 号ロ及びニに規定する構造
      - (4) 避難階以外の階にあつては同号ニに規定する構造
    - イ どの居室から出火しても、入居者居室から火災室及び火災室に設けられた開口部（防火設備であるものを除く。）に面する通路を通過せずに、避難階にあつては地上、避難階以外の階にあつては当該階の一時避難場所に至ることができるものであること。
  - (5) 一時避難場所は、一定の広さを有し、救出まで火災の影響を受けずに留まることができる構造のものであること。3 階の寝室の一時避難場所は、直下階の窓を防火設備とするなど、救出活動の際に、下階の火災の影響を受けないものであること。
  - (6) (4)の避難階における開口部及び避難階以外の階における一時避難場所は、救出のために必要な広さを有する空地等に面し、かつ、一時避難場所は、当該空地等の地盤面の階から数えた階数が 2 の高さ（(3)ただし書きの建築物にあつては階数が 3 で、救出に支障のない高さ）であること。
  - (7) 内装は、規則第 12 条の 2 第 1 項第 1 号ロ本文の規定の例により仕上げたものであること。
- 2 入居者居室が避難階以外の階に存する場合に内装の仕上げを準不燃、難燃とすることを要しない特例
- 規則第 12 条の 2 第 2 項本文及び同項第 2 号で規定する構造と同等なものとして考えられる次に掲げる要件の全てに該当する小規模社会福祉施設等は、

スプリンクラー設備の設置を要しないと考えられること。この場合において、入居者等の避難に要する時間の算定方法等を定める件（平成 26 年消防庁告示第 4 号。以下「避難時間算定方法等告示」という。）第二の「屋外」を「一時避難場所」と読み替えることが適当であること。また、一時避難場所が、隣接する一時避難場所と接続されている場合には、当該一時避難場所を介して隣接する居室の規則第 12 条の 2 第 2 項第 2 号口の構造要件を満たす開口部へ至る距離を避難時間告示第 2 第 2 号（1）の介助者の「移動距離」として算定することができるものであること。

- (1) 1(2)、(3)、(5)及び(6)の要件を満たすものであること。
- (2) 延べ面積が 100 m<sup>2</sup>以上のものにあつては、規則第 12 条の 2 第 1 項第 1 号イ、ハ、ニ及びホの規定の例により区画をしたものであること。
- (3) 全ての入居者居室は、1(4)アを満たすものであること。
- (4) 規則第 12 条の 2 第 2 項第 2 号本文により居室を区画したものであること。
- (5) 規則第 12 条の 2 第 2 項第 2 号イ及びホを満たすものであること。この場合において、避難階以外の階における一時避難場所への避難経路は同号ホの避難経路の 1 つとして取り扱うことができるものであること。

### 3 避難限界時間の延伸

避難時間算定方法等告示第三第 2 号で規定する構造と同等なものとして、各居室に次の(1)及び(2)に掲げる要件に該当する開口部を設置した小規模社会福祉施設等は、同号に該当するものとして取り扱うことができると考えられること。

- (1) 各居室の天井又は壁の上部（天井から 80cm 以内の距離にある部分をいう。）の開口部の面積が、当該居室の面積の 50 分の 1 以上であること。
- (2) 開口部は、当該居室から出火した場合に容易かつ確実に開放できるもの（遠隔操作により開放できる等）であること。

### 4 小規模社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の基準の特例の適用について（平成 19 年 6 月 13 日付け消防予第 231 号。以下「231 号通知」という）の取扱い

231 号通知 1 及び 2 に掲げる考え方については、小規模社会福祉施設等に適用することができるものであること。

総務省消防庁予防課設備係 担当：守谷、鈴木、河口 TEL：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533
---



寄宿舎等における間仕切壁の防火対策の規制の合理化

背景

※「グループホーム」や「貸しルーム」は、建築基準法令上「寄宿舎」に該当。

- ・ 昨年2月の長崎市における認知症高齢者グループホーム火災(死者5名)を契機とし、「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」が消防庁に設置され、国土交通省も参加。
- ・ そこでの議論を踏まえ、消防庁において消防法令を見直し、認知症高齢者グループホーム等の高齢者施設について原則全てにスプリンクラーの設置を義務付け(平成25年12月27日公布、平成27年4月1日施行)。その議論の中で「スプリンクラー設備を設けた場合には、建築基準法の防火規制を合理化すべきではないか」と指摘されたところ。
- ・ これを受け、スプリンクラー設備を設けた場合や小規模で避難が極めて容易な構造とする場合について、防火対策の規制の合理化を実施。

※グループホームや貸しルームについては、住宅からの転用を容易にするため、従来より防火規制の緩和の要望があったところ。

現行と合理化の内容

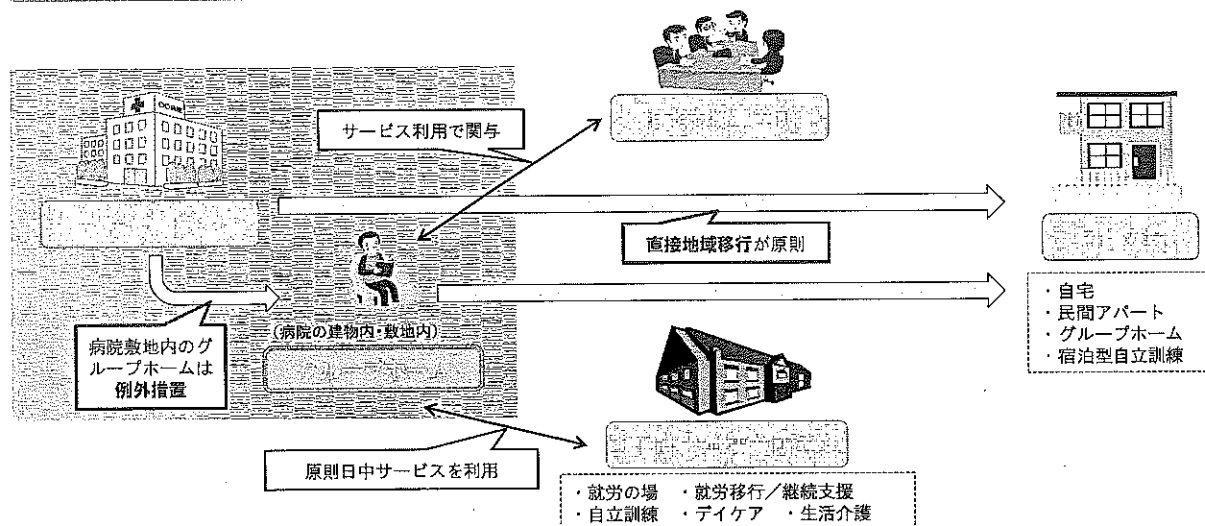
建築物の利用者の避難上の安全性が十分に確保される場合(スプリンクラー設備を設けた場合や小規模で避難が極めて容易な構造とする場合)に、寄宿舎等における間仕切壁の防火対策の規制を適用除外とする。

規定	現行	規制の内容 対象用途：寄宿舎、診療所など 見直し後
防火上主要な間仕切壁 (令第112条第2項、 令第114条第2項)	居室と廊下の間や一定規模毎の居室間の壁等を防火性能の高いもの(準耐火構造)とし、小屋裏又は天井裏に達せしめること	以下のいずれかの場合は、間仕切壁の防火対策を適用除外とする。 A：床面積200㎡以下の階又は床面積200㎡以内毎に準耐火構造の壁等で区画した部分に、スプリンクラー設備を設けた場合 B：小規模※1で、各居室に煙感知式の住宅用防災報知設備若しくは自動火災報知設備又は連動型住宅用防災警報器が設けられ、①又は②のいずれかに適合する場合 ①各居室から直接屋外、避難上有効なバルコニー又は100㎡以内の他の区画(屋外及び避難上有効なバルコニーは、幅員50cm以上の通路その他の空地に面するものに限る以下「屋外等」という。)に避難ができるものであること ②各居室の出口から屋外等に、歩行距離8m(各居室と通路の内装不燃化の場合は16m)以内で避難でき、かつ、各居室と避難経路とが間仕切壁及び常時閉鎖式の戸(ふすま障子等を除く。)等で区画されているものであること ※1 居室の床面積の合計が100㎡以下の階又は居室の床面積の合計100㎡以内毎に準耐火構造の壁等で区画した部分



## 病院敷地内におけるグループホームのイメージ (関連資料 ⑧)

- 病院に長期間入院している障害者のうち、入院医療の必要性が乏しい者については、退院後、自宅や民間アパート、グループホームなど直接地域での生活に移行することが原則である。
- しかし、退院後の生活に不安を持つなどやむを得ずすぐに地域生活に移行できない者も存在する。このため、こうした者が病院の近くで一定期間外部の日中活動サービス等を利用しながら日常生活を送り、退院後の生活に慣れることによって地域生活へ円滑に移行できるよう、通時的な居住の場として、一定の要件の下で病院の敷地内にグループホームを設置し地域生活への移行を支援する。(あくまでも地域移行を支援するための方策の選択肢の1つ)



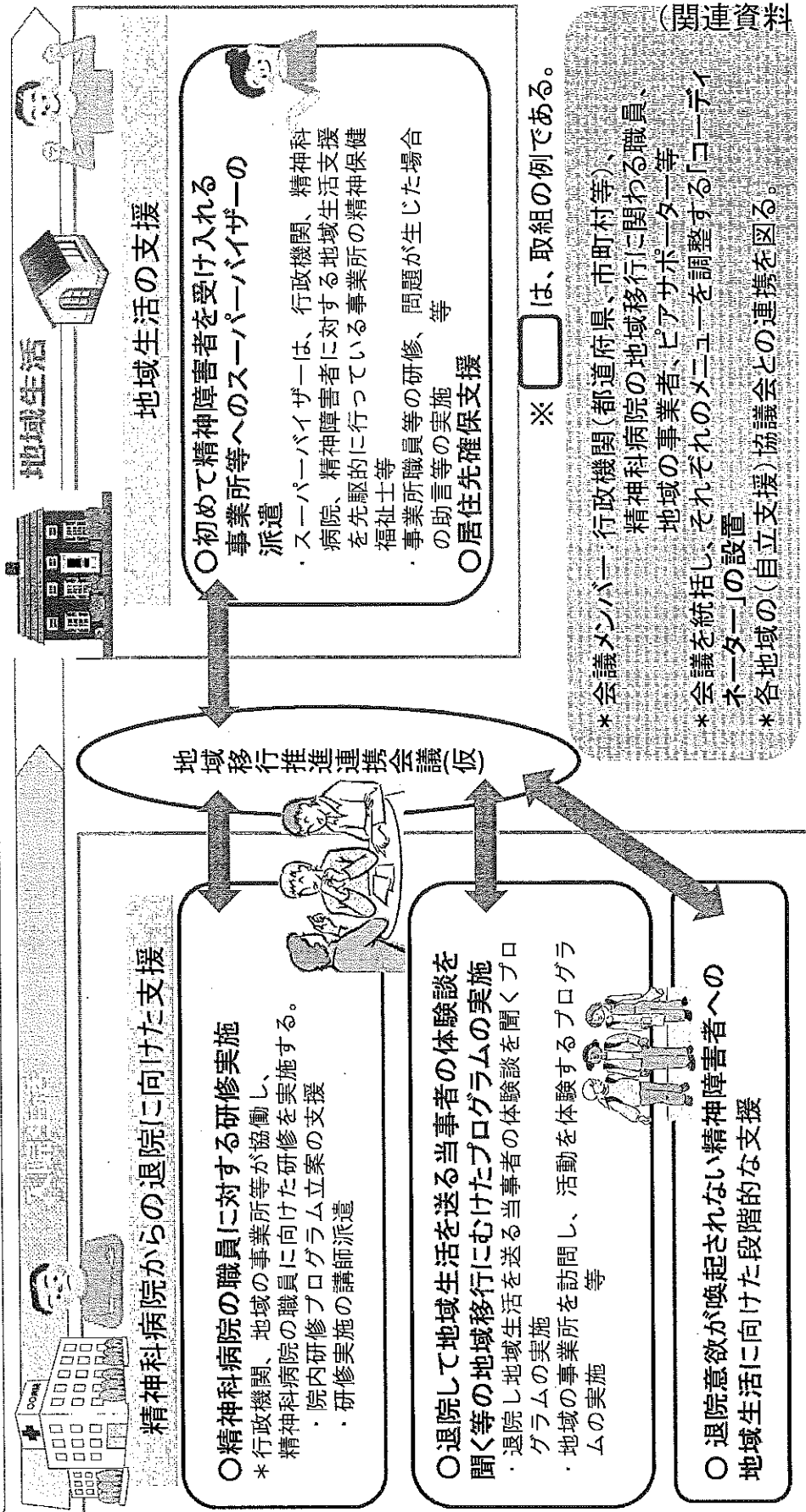
## 病院敷地内におけるグループホームについて

- 平成26年7月にとりまとめられた「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策の今後の方向性」(長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会取りまとめ)において、入院医療の必要性が低い精神障害者の居住の場の選択肢を増やすという観点から、病院の敷地内でのグループホームの試行的な実施について指摘がなされた。
- このため、精神病床の削減を前提に、障害者権利条約に基づく精神障害者の権利擁護の観点も踏まえつつ、例えば次のような具体的な条件を整備の上で、それらを全て満たす場合には病院の敷地内でのグループホームの設置を認めることとする。
- なお、制度施行日から4年後を目途に、3年間の実績を踏まえ、制度の在り方について検討予定。

- ① 利用者本人の自由意思に基づく選択による利用であること。  
また、利用に当たっては利用者本人及び病院関係者以外の第三者が関与すること。
- ② 利用対象者は、原則、現時点で長期入院している精神障害者に限定すること。
- ③ 利用期間を設けること。
- ④ 利用者のプライバシーが尊重されること。
- ⑤ 食事や日中活動の場等は利用者本人の自由にすること。
- ⑥ 外部との面会や外出は利用者本人の自由にすること。
- ⑦ 居住資源が不足している地域であること。
- ⑧ 病院が地域から孤立した場所でないこと。
- ⑨ 構造的に病院から一定の独立性が確保されていること。
- ⑩ 従業員は、病院の職員と兼務しないこと。
- ⑪ 本サービスを利用中も、引き続き地域生活への移行に向けた支援を実施すること。
- ⑫ 運営に関して第三者による定期的な評価を受けすること。
- ⑬ 時限的な施設とすること。

# 長期入院精神障害者地域移行総合的推進体制検証事業

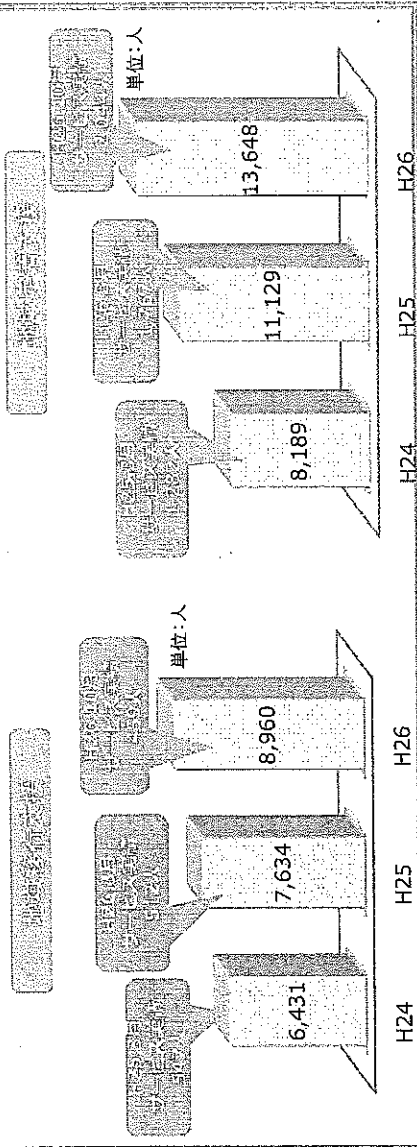
長期入院精神障害者の地域移行への取組に積極的な地域において、検討会取りまとめで提示された地域移行方策及び病院の構造改革に係る取組を総合的に実施し、その効果について検証する。



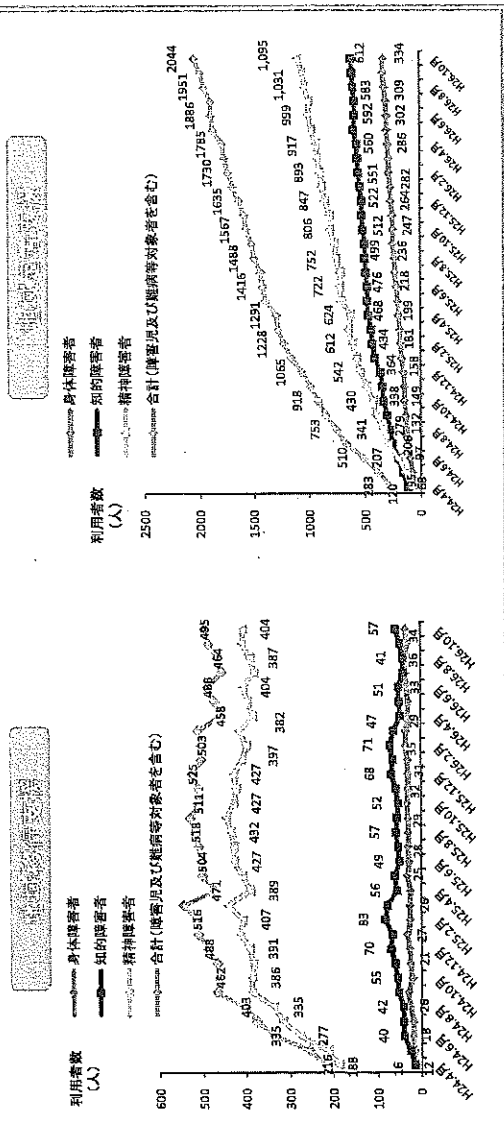
期待される効果: 長期入院患者の地域移行数の増、地域福祉事業者の活動の増、地域で生活する精神障害者のQOLの改善

# 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数実績等

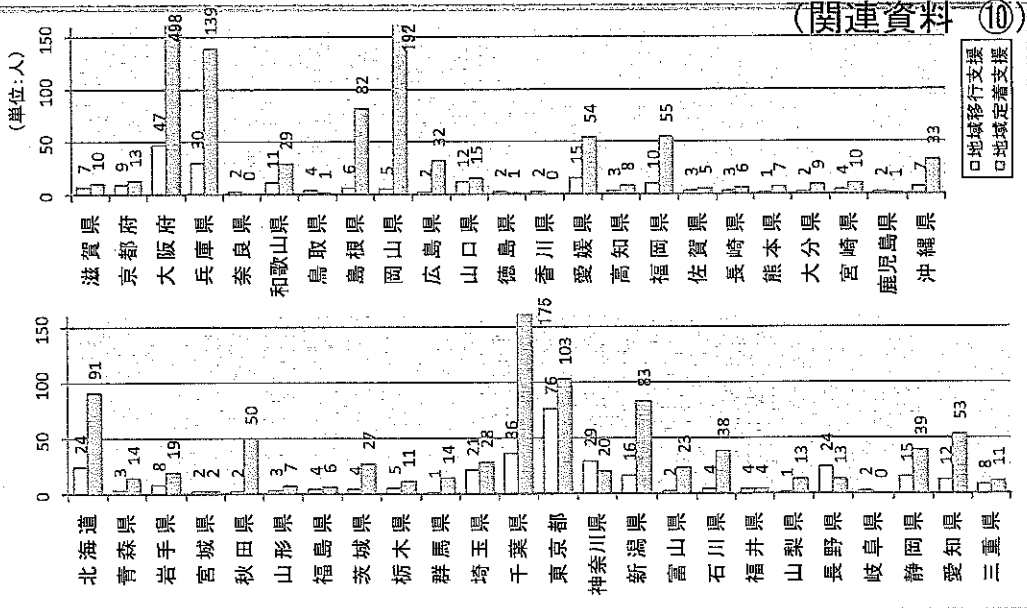
◆ 第3期障害福祉計画における見込量



◆ 障害別利用者数の推移（H24.4～H26.10）



◆ 都道府県別利用者数（H26.10）



（関連資料）

□ 地域移行支援  
□ 地域定着支援

# 障害者の地域移行・地域生活を支える体制整備の着実な推進

